

(様式2)

京丹後市表彰条例の一部改正の概要

1 趣旨について

京丹後市表彰条例（平成16年京丹後市条例第241号。以下「条例」という。）に定める自治功労者表彰（第3条）、功績者表彰（第4条）及び善行者表彰（第5条）の在職年数の計算に当たり、これまでの解釈においては、「市制施行前（合併前）の旧町において、当該職と同等の職と認められる職にあった者については、その在職年数は通算することができない」とされてきたところです。

しかし、平成21年11月開催の市制5周年記念式典又は3年ごとに開催される京丹後市福祉大会での実際の表彰に当たっては、これまでの解釈によらずに、特例的に条例第3条第7号又は第4条第5号の規定を適用し、旧町における在職年数を通算することとして運用されてきました。これは、「1人でも多く、1年でも早く、かつ、公平に表彰を実施すること」を旨として運用されてきたものです。

そこで、今後においても実際の運用どおりに表彰が確実に実施できるように、在職年数の通算に関する規定を明文化するものです。

また、上記のほか、自治功労者表彰の被対象者の見直し及び当該見直しに伴う関係条文の整理並びに自治功労者への礼遇内容の明確化、自治功労者表彰と他の表彰との重複表彰の禁止及び自治功労者等審査委員会の所掌事務の明確化を図るために、所要の改正を行うものです。

2 意見募集事項

市では、この条例の改正事項について、次のとおり考えています。

(1) 第3条第5号の削除及び同号削除に伴う改正

第3条第5号に定める「条例又は規則の規定により設置された委員」が具体的などのような委員を指すのか条文の解釈上その特定が困難であること、及び告示又は訓令で設置された委員との相異が明確でないこと、並びに第1号から第4号までに掲げる職以外のものについては、第7号の規定を適用することができるため、第5号を削除するものとします。

第5号の削除に伴い、第3条第6号中「前号」を「第4号」に改め、同号オを削り、第9条第1項各号列記以外の部分中「第5号」を「第4号」に改めるものです。

なお、第4条第1号中の改正は、単なる字句の修正です。

(2) 第14条の改正

第14条中の「供典」の意味が不明確なため、「花輪、弔電及び弔慰金を贈る」と改め、自治功労者への礼遇内容を明確にするために改正するものです。

(3) 第16条の次に1条（重複表彰の禁止規定）を追加

自治功労者表彰を受けた者に対しては、功績者表彰及び善行者表彰は行わないという禁止規定条文を加えるものです。

(4) 第17条第1項に定める自治功労者等審査委員会の所掌事務の修正及び追加

第17条第1項に定める自治功労者等審査委員会の所掌事務について、「被表彰

者の選定」のみならず、表彰制度のあり方等を含めた「表彰の実施」、さらに「礼遇の停止又は廃止」についても、市長の諮問に応じて審査をする機関となるよう所要の改正（修正及び追加）を行うものです。

- (5) 合併前の旧町での在職年数を通算することができるように附則を改正（項追加）

自治功労者等の表彰に係る在職期間の計算については、合併前の旧町において、当該職と同等の職とみなされる職にあった者については、当該職の在職期間を通算することができるものとするよう、附則に1項を加えるものです。

3 施行予定期日について

平成23年6月（公布の日）